

公 告 内 容

1 競争入札に付する事項

(1) 入札内容

熊本競輪場場内食堂経営事業者選定及び食堂の貸付

(2) 目的及び概要

熊本競輪場の運営に伴い、施設利用者の利便性の向上を図る一環として、食堂を経営する事業者には設置場所の貸付を行うもの。

(3) 貸付物件の概要

- | | |
|--------|--|
| ア 名称 | 熊本競輪場売店 |
| イ 所在地 | 熊本市中央区水前寺5丁目245番の一部、249番2、256番、259番、260番、263番、270番2の一部（食堂の位置については図面のとおり） |
| ウ 貸付対象 | 熊本競輪場食堂及び厨房設備一式 |
| エ 用途 | 競輪場施設利用者に提供する食品を調理、提供できる食堂 |
| オ 貸付期間 | 令和8年(2026年)6月16日から令和9年(2027年)3月31日まで（1年ごとに5年間まで更新可） |

2 担当部局

〒862-0950 熊本市中央区水前寺5丁目23番1号
熊本市 経済観光局 スポーツ・イベント部 競輪事務所
電話 096-383-5215（直通）

3 入札手続の種類

この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の確認を行い、入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する入札前審査方式によるものとする。

4 入札参加資格者

熊本市において、現在営業しているまたは営業を計画している法人または個人で次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (3) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示

第105号)第3条第1号の規定に該当しないこと。

- (4) 個人の場合は熊本市に住所を、法人の場合は熊本市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱(平成21年告示第199号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに熊本市税の滞納がないこと。

5 入札参加資格申請書に関する事項

(1) 応募書類の交付期間及び方法

令和8年(2026年)4月13日(月)から令和8年(2026年)4月28日(火)まで熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する(担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)

(2) 提出受付期間

令和8年(2026年)4月13日(月)から令和8年(2026年)4月28日(火)までの午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで受け付ける。ただし、休日は受付を行わない。

(3) 受付場所(郵送先)

熊本市 経済観光局 スポーツ・イベント部 競輪事務所(総務班)
〒862-0950 熊本市中央区水前寺5丁目23番1号
電話 096-383-5215

(4) 申し込み方法

申し込みは、(2)の受付期間内に(3)に直接持参して提出するものとする。郵送による提出も可とする。郵送による申し込みの場合、簡易書留等の配達記録が確認できる手段で、(2)の受付期間内に必ず到着するように郵送すること。なお、ファックス、電子メールによる受付は行わない。

(5) 入札参加資格者の決定並びに通知

入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、競輪事務所にて資格要件を審査し、結果(入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。)については、書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、熊本市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (2) 熊本市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。

8 仕様書に対する質問

(1) 仕様書に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（別紙様式第5号）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 受付期間

令和8年（2026年）4月13日（月）から令和8年（2026年）5月12日（火）までの午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までで受け付ける。ただし、休日は受付を行わない。

ウ 提出先

2の担当部局

ファックス : 096-381-0430

メールアドレス : keirin@city.kumamoto.lg.jp

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和8年（2026年）4月13日（月）までに開始し、令和8年（2026年）5月20日（水）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

9 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者である場合は、再度公告して申請書等の提出期限を延長するものとする。この場合においては、必要に応じて当該案件に係る競争入札参加資格の変更または履行期間の変更を行うことがある。

10 入札等

(1) 6(5)の通知により入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札に参加するものとする。

ア 入札日時

令和8年（2026年）5月20日（水）午前10時00分

イ 入札場所

熊本市中央区水前寺5丁目23番1号

熊本市競輪場 3階来賓室

ウ 入札方法

入札書を持参して行うこととし、郵送及び電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出すること。

- (2) 入札金額は、月額貸付料を記載すること。原則として月額貸付料に消費税がかかるため、入札金額は消費税を抜いた（110分の100に相当する）金額を記載しなければならない。
- (3) 入札の最低貸付料は、「熊本市行政財産使用条例第5条別表の運用について」で定められた額（月額34,200円（税込））となる。必ずこれ以上の金額（税抜の月額）を記載しなければならない。
- (4) 入札書を提出した後は開札の前後を問わず、引換え又は取消しをすることができない。
- (5) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時に4に規定する入札参加資格を満たさなくなった場合は、入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (7) 無効とした入札書は、返却しないものとする。

1.1 落札者の決定方法

- (1) 最低貸付料以上の金額のうち、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

1.2 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

入札者は、その者の見積もる契約金額に100分の5以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納付に代えることができる。

ア 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。

イ 一般競争入札に参加しようとする者が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であり、その者が契約を締結しないこ

ととなるおそれがないと認められるとき。

ウ 特定事業等(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業及び同法第5条第1項に規定する実施方針に準じた事業実施の方針を定め、当該方針に基づき実施する事業をいう。以下同じ。)に係る入札を行う場合において、当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

エ 前3号に掲げる場合のほか、当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 入札保証金に代わる担保

地方自治法施行令第167条の7第2項の規定により入札保証金の納付に代えて提供することができる担保は、国債及び地方債のほか、次に掲げるものとする。

ア 政府の保証のある債券

イ 市長が確実と認める社債

ウ 銀行又は市長が確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手

エ 銀行又は市長が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形

オ 銀行又は市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権

(4) 契約の手続き

落札者は、市有財産貸付契約を熊本市と締結する。契約に関しては、2の担当部局から落札者に連絡し、必要な手続きの説明や、契約書の作成を行うものとする。

(5) 契約保証金

落札者は、貸付料の3ヶ月分に相当する金額以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。

ただし、次に掲げる場合は、当該契約保証金の全部又は一部を納めないことができる。

ア 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を締結したとき。

ウ 契約の相手方が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上誠実に履行した者であり、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

エ 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

オ 契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(6) 申請書等に関する事項

ア 提出期限までに申請書等が到着しなかった場合は入札参加者として認めない。

イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない

カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとる。

(7) 入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間の期間に、入札参加資格があると認めた者が入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する入札参加資格確認の通知に理由を付して取り消すものとする。この旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(8) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が4に規定する入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができる。

(9) この要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び熊本市財務規則（昭和39年規則第52号）の規定によるものとする。